高知県畜産環境対策推進事業費補助金交付要綱　新旧対照表

| 改　　正　　案 | 現　　　　　行 |
| --- | --- |
| （略）第２条　県は、畜産物生産基盤の拡大を図るため、環境対応型施設の普及を目的とした環境対策技術の導入に対し、市町村（以下「補助事業者」という。）が地域協議会等に対して補助を行う場合に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。第６条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等県の取扱いに準じて行わなければならない。２　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。（１）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。（２）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。（３）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。（４）補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。（５）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。３　補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して第１項及び前項の条件を付すとともに、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認すること。（略）附則１　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。２ この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条第２項第３号から第５号まで、第８条、第９条第３項、第11条および第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附則　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。附則　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １　補助対象経費 | 畜産物生産基盤の拡大、強化を図るため、環境対策資材等の導入に要する以下の経費。（１）畜産臭気対策資材の導入及び設置　　・畜産臭気に係る環境物質の中和及び拡散・発生防止等を目的とする対策資材の購入及び設置に要する費用。（２）リース事業等を活用した環境対策施設の導入に係る附加貸付料等　　・国等が行うリース事業等により導入する家畜ふん尿処理施設等に係る本体価額を除く附加貸付料等。＊既存の設備及び機械の更新は対象から除く。 |
| ２　補助対象限度額 | 1戸当たり100万円 |
| ３　補助率 | 県 | ３分の１以内＊県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。 |
| 市町村 | ３分の１以上 |

別記第１号様式（第４条関係）第　　　　　号　　　年　　月　　日　　高知県知事　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長令和　　年度高知県畜産環境対策推進事業費補助金交付申請書　令和　　年度において高知県畜産環境対策推進事業を下記のとおり実施したいので、高知県畜産環境対策推進事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、補助金　　　　円を交付されたく関係書類を添えて申請します。記１　事業の目的２　事業の実施計画　　別紙１３　経費の配分及び負担区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 補助事業に要する経費（又は要した経費）(A)+(B) | 負　　担　　区　　分 | 備　考 |
| 県補助金(A) | その他(B) |
|  |  円 |  円 |  円 |  |
| 計 |  |  |  |  |
|

４　事業完了（予定）年月日 令和　　年　　月　　日５　収支予算（又は収支決算見込み）（１）収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 本　年　度　予　算　額（又は本年度決算見込額） | 備　　　　考 |
| 県　　　　費そ　 の 　他 |  円 |  |
| 計 |  |  |

（２）支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 本　年　度　予　算　額（又は本年度決算見込額） | 備　　　　考 |
|  |  円 |  |
| 計 |  |  |

６　振込先金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名７　添付書類（１）事業実施計画に係る実施位置図　　（２）間接補助事業者に係る県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税の納付義務がない場合はその旨の申立書）　　（３）間接補助事業者に係る税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書（別紙２）別紙１　事業実施計画（又は実績）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目事業区分 | 実施年月日又は期間 | 実施場所 | 実施の内容 | 備　考 |
| (１)畜産臭気対策資材の導入及び設置 |  |  |  |  |
| (２)リース事業等を活用した環境対策施設の導入に係る附加貸付料等 |  |  |  |  |

※積算の根拠となる資料を添えてください。別紙２誓約書兼同意書私は、高知県畜産環境対策推進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金　・農業改良資金貸付金償還金　・林業・木材産業改善資金貸付金償還金　・沿岸漁業改善資金貸付金償還金令和　年　月　日高知県知事　　　　　　様所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者・職）氏名（自署）第２号様式（第７条関係）第　　　　　号　　　年　　月　　日　　高知県知事　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長　　　令和　　年度高知県畜産環境対策推進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　高知畜産第　　号で補助金の交付の決定通知がありました令和　　年度高知県畜産環境対策推進事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県畜産環境対策推進事業費補助金交付要綱第７条の規定により、承認されたく申請します。記（注）　記の記入要領は、別記第１号様式の記に準じます。この場合において、同様式中「事業の目的」を変更（中止・廃止）理由と書き換え、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記入してください。 また、添付書類については、補助金交付申請書に添えたものに変更がある場合のみ添えてください。第３号様式（第９条関係）第　　　　　号　　　年　　月　　日　　高知県知事　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長　　　　　　令和　　年度高知県畜産環境対策推進事業費補助金実績報告書　令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　高知畜産第　　号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度高知県畜産環境対策推進事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県畜産環境対策推進事業費補助金交付要綱第９条第１項の規定により、その実績を報告します。記（注）　「記」の記入要領は、別記様式第１号様式の「記」に準じます。　　　なお、「7 添付書類」の（2）及び（3）については不要とします。第４号様式（第９条関係）第　　　　　号　　　年　　月　　日　　高知県知事　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長令和　　年度高知県畜産環境対策推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書　　　　　　　令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　高知畜産第　　号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度高知県畜産環境対策推進事業について、高知県畜産環境対策推進事業費補助金交付要綱第９条第３項の規定により報告します。記

|  |  |
| --- | --- |
| 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 |  円 |
| 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 |  円 |
| 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 |  円 |
| 補助金返還相当額 |  円 |

　（注）　報告内容に関する参考資料を添えてください。 | （略）第２条　県は、畜産物生産基盤の規模拡大を図るため、環境対応型施設の普及を目的とした環境対策資材の導入に対し、市町村（以下「補助事業者」という。）が地域協議会等に対して補助を行う場合に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。第６条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等県の取扱いに準じて行わなければならない。２　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。（１）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。（２）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。（３）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。（４）補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。（５）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。３　補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して第１項及び前項の条件を付さなければならない。（略）附則１　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。２ この要綱は、令和３年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条第２項第３号から第５号まで、第８条、第９条第３項、第11条および第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附則　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。 [新設]別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 |
| 畜産環境対策に要する次に掲げる経費環境対応型施設の普及を目的とした環境対策資材の有効性の検証に係る以下の経費。（１）物理的対策資材などの設置・環境物質発生地点などにおける環境物質の中和・拡散防止などを目的とした物理的対策資材及び設置に要する経費。（２）化学的対策資材などの活用・環境物質の中和などを目的とした科学的資材の購入、また、それらを散布・拡散に要する資材・機材の購入・設置に要する経費。※既存の設備及び機械の更新は対象から除く。 | ２分の１以内 |

別記第１号様式（第４条関係）第　　　　　号　　　年　　月　　日　　高知県知事　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者生年月日令和　　年度高知県畜産環境対策推進事業費補助金交付申請書　令和　　年度において高知県畜産環境対策推進事業を下記のとおり実施したいので、高知県畜産環境対策推進事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、補助金　　　　円を交付されたく関係書類を添えて申請します。記１　事業の目的２　事業の実施計画　　別紙３　経費の配分及び負担区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 補助事業に要する経費（又は要した経費）(A)+(B) | 負　　担　　区　　分 | 備　考 |
| 県補助金(A) | その他(B) |
|  |  円 |  円 |  円 |  |
| 計 |  |  |  |  |
|

４　事業完了（予定）年月日 令和　　年　　月　　日５　収支予算（又は収支決算見込み）（１）収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 本　年　度　予　算　額（又は本年度決算見込額） | 備　　　　考 |
| 県　　　　費そ　 の 　他 |  円 |  |
| 計 |  |  |

（２）支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 本　年　度　予　算　額（又は本年度決算見込額） | 備　　　　考 |
|  | 円 |  |
| 計 |  |  |

６　振込先金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名[新設]別紙　事業実施計画（又は実績）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目事業区分 | 実施年 月日又は期間 | 実施場所 | 事業の内容 | 備　考 |
| (１)遮蔽壁などの設置(２)消臭資材などの活用 |  |  |  |  |
|

※積算の根拠となる資料を添えてください。[新設]第２号様式（第７条関係）第　　　　　号　　　年　　月　　日　　高知県知事　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　印令和　　年度高知県畜産環境対策推進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　高知畜産第　　号で補助金の交付の決定通知がありました平成　　年度高知県畜産環境対策推進事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県畜産環境対策推進事業費補助金交付要綱第７条の規定により、承認されたく申請します。記（注）　記の記入要領は、別記第１号様式の記に準じます。この場合において、同様式中「事業の目的」を変更（中止・廃止）理由と書き換え、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記入してください。 また、添付書類については、補助金交付申請書に添えたものに変更がある場合のみ添えてください。第３号様式（第９条関係）第　　　　　号　　　年　　月　　日　　高知県知事　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　印令和　　年度高知県畜産環境対策推進事業費補助金実績報告書　令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　高知畜産第　　号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度高知県畜産環境対策推進事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県畜産環境対策推進事業費補助金交付要綱第９条第１項の規定により、その実績を報告します。記（注）　「記」の記入要領は、別記様式第１号様式の「記」に準じます。　　　　[新設]第４号様式（第９条関係）第　　　　　号　　　年　　月　　日　　高知県知事　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　印令和　　年度高知県畜産環境対策推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書　　　　　　　令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　高知畜産第　　号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度高知県畜産環境対策推進事業について、高知県畜産環境対策推進事業費補助金交付要綱第９条第３項の規定により報告します。記

|  |  |
| --- | --- |
| 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 |  円 |
| 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 |  円 |
| 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 |  円 |
| 補助金返還相当額 |  円 |

　（注）　報告内容に関する参考資料を添えてください。 |